

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（平成27年霧島市条例第29号）の一部改正

改正後	改正前
<p>霧島市個人情報保護条例</p> <p style="text-align: right;">平成17年11月 7日 条例第11号</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)から(6)まで 略</p> <p>(6) 情報提供等記録 保有特定個人情報のうち、番号法第23条第1項及び第2項(このらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。)の規定により記録された特定個人情報をいう。</p> <p>(7)から(10)まで 略</p> <p>(保有個人情報の提供先への通知)</p> <p>第37条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先（当該保有個人情報が情報提供等記録である場合にあつては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録される者であつて、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第5節 保有個人情報の利用停止</p> <p>(利用停止請求権)</p> <p>第38条 略</p> <p>2 何人も、自己を本人とする保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。）が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有特定個人情報の利用停止に関して法令等の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。</p> <p>(1) 当該保有特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、当該保有特定個人情報の利用の目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき、第11条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反</p>	<p>霧島市個人情報保護条例</p> <p style="text-align: right;">平成17年11月 7日 条例第11号</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)から(6)まで 略</p> <p>(6) 情報提供等記録 保有特定個人情報のうち、番号法第23条第1項及び第2項_____の規定により記録された特定個人情報をいう。</p> <p>(7)から(10)まで 略</p> <p>(保有個人情報の提供先への通知)</p> <p>第37条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先（当該保有個人情報が情報提供等記録である場合にあつては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は_____情報提供者_____（当該訂正に係る情報提供等記録に記録される者であつて、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第5節 保有個人情報の利用停止</p> <p>(利用停止請求権)</p> <p>第38条 略</p> <p>2 何人も、自己を本人とする保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。）が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有特定個人情報の利用停止に関して法令等の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。</p> <p>(1) 当該保有特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、当該保有特定個人情報の利用の目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき、第11条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反</p>

して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去

(2) 略

3から4まで略

附 則(平成27年10月5日条例第29号抄)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条の規定 平成29年5月30日

(2) 略

して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去

(2) 略

3から4まで略

附 則(平成27年10月5日条例第29号抄)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条の規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日

(2) 略